

東日本大震災から得られた教訓と
首都直下地震に備えた今後の取組について

消防庁提出資料

緊急消防援助隊の概要

目的

- 地震等の大規模・特殊災害発生時における人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施する消防の援助体制を国として確保。

創設の経緯等

- 阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、平成7年に創設。
- 平成15年6月消防組織法の改正により法制化、平成16年4月から法律上明確化のうえ発足。
- 平成20年5月消防組織法の改正により機動力を強化。

概要

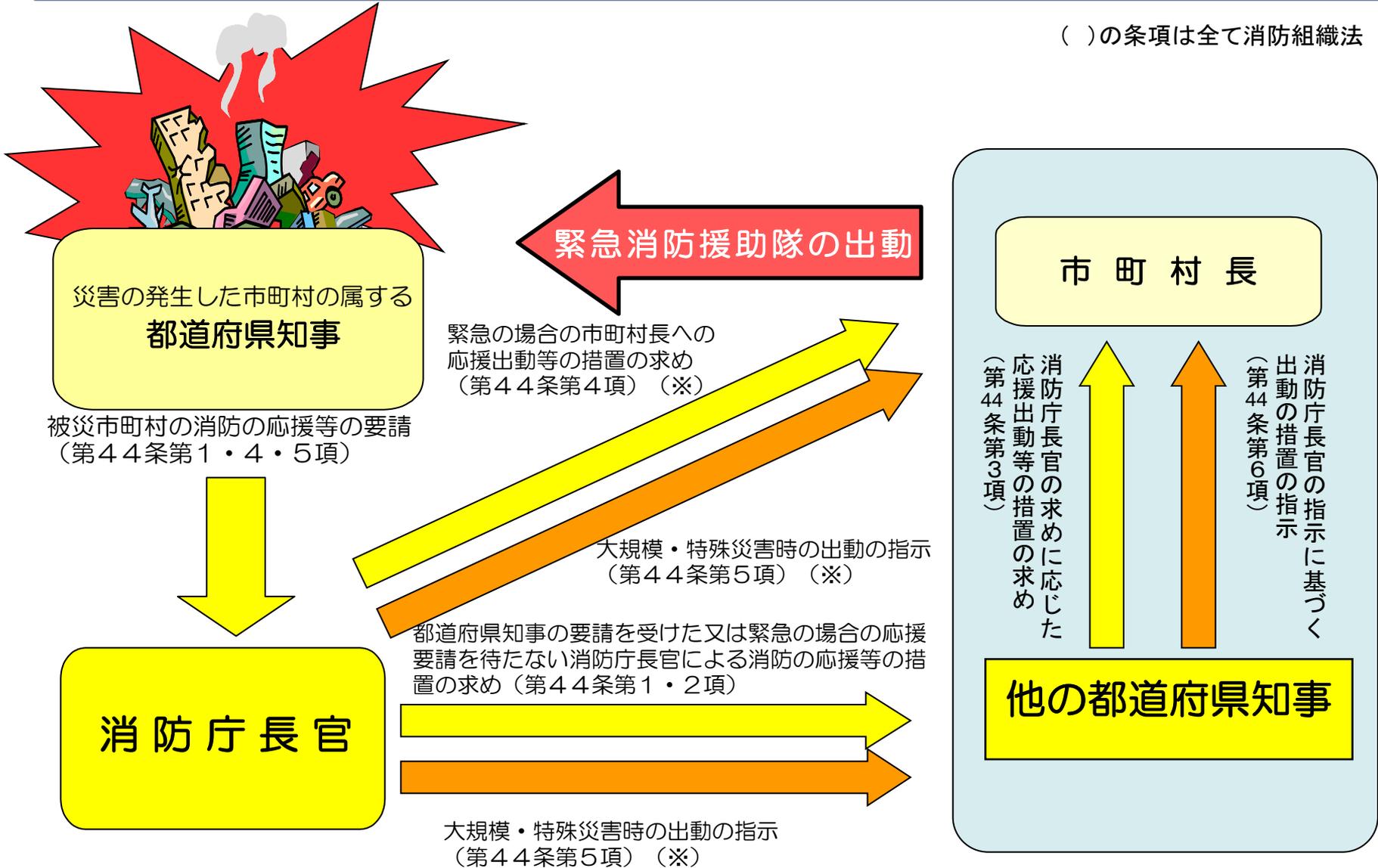
- 総務大臣が、編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定。計画に基づいて消防庁長官が部隊を登録。
- 大規模・特殊災害発生時には、消防庁長官の指示又は求めにより部隊が出動。
- 平成24年6月現在、下記の10部隊で編成され、4,431隊が登録。
- 自衛隊等関係機関も含めて実践的な連携強化を図るため、全国6ブロックでは毎年、全国規模では5年に1度図上及び実働訓練を実施。

【部隊概要】（注：平成24年6月現在、重複を含むため合計は一致しない。）

指揮支援部隊 (都道府県隊)	38隊				
都道府県隊指揮隊	109隊	救急部隊	1,028隊	水上部隊	19隊
消火部隊	1,615隊	後方支援部隊	641隊	特殊災害部隊	277隊
救助部隊	403隊	航空部隊	73隊	特殊装備部隊	345隊

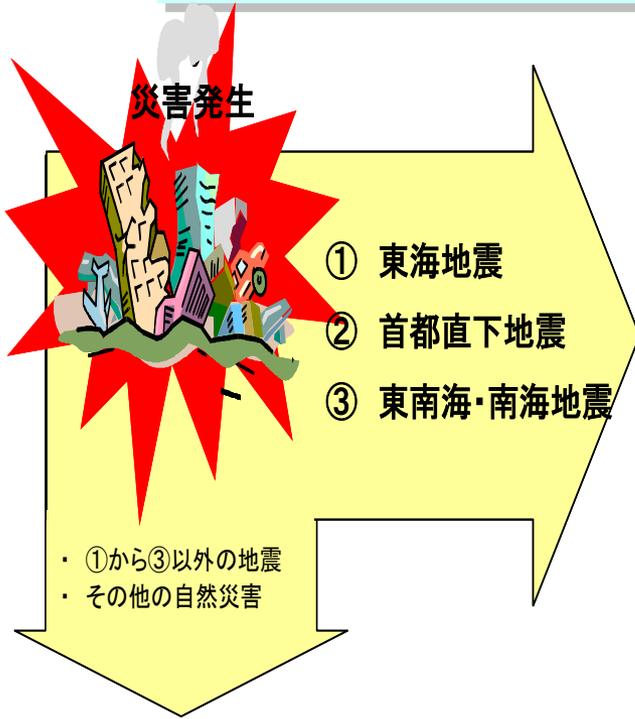
緊急消防援助隊の出動スキーム

()の条項は全て消防組織法



(※)都道府県知事の要請を受けた場合(第44条第1項)と、緊急の場合で都道府県知事の要請を待ついとまがない場合(第44条第2項)がある。

6 緊急消防援助隊の出動計画



適用基準

各アクションプランに基づく対応

【① 東海地震】

- 1 東海地震に係る注意情報発表
- 2 東海地震に係る警戒宣言発令
- 3 1, 2の場合に強化地域8都県中1の都県で震度6弱(特別区、政令指定都市については震度5強)以上の地震が発生した場合
- 4 想定震源域内を震源とし、強化地域8都県中2以上の都県で震度6弱(特別区、政令指定都市については震度5強)以上の地震が発生した場合

【② 首都直下地震】

被災想定4都県中2以上の都県で震度6弱(特別区、政令指定都市については震度5強)以上の地震が発生した場合

【③ 東南海・南海地震】

想定震源域内を震源とし、緊急消防援助隊出動対象県6県中2以上の県で震度6弱(政令指定都市は震度5強)以上の地震が発生した場合

基本計画に基づく対応

【指揮支援隊】

- 1 全国を8ブロックに分け、各6～9の指揮支援隊を指定
- 2 各指揮支援隊から、指揮支援部隊長を1隊指定
- 3 災害発生地、災害規模等考慮し、必要な指揮支援隊に出動要請等を行う

【第1次出動都道府県】

- 1 被災想定都道府県に対し、近隣の4都道府県を指定
- 2 災害発生地及び災害規模等を考慮し、必要な都道府県に対し出動要請を行う

【出動準備都道府県】

- 1 被災想定都道府県に対し、近隣の12都道府県を指定
- 2 第1次出動都道府県で不足する場合、必要に応じ出動要請を行う

【第1次出動航空部隊】

- 1 被災想定都道府県に対し、6～9の航空隊を指定
- 2 災害発生地及び災害規模等及び運行可能機体等を考慮し、必要な航空隊に対し出動要請を行う

【出動準備航空部隊】

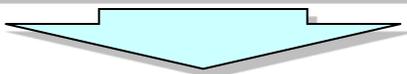
- 1 被災想定都道府県に対し、11～17の航空隊を指定
- 2 第1次出動航空部隊で不足する場合、必要に応じ出動要請を行う

首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプランの概要について

〔想定する地震災害〕

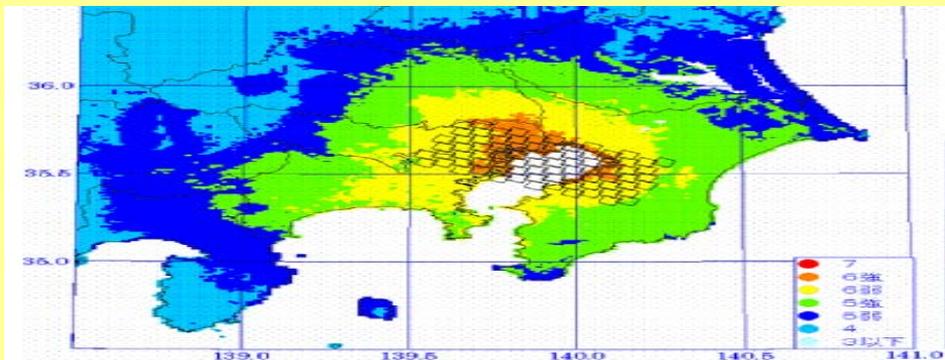
- 想定ケース 東京湾北部地震
- マグニチュード 7.3
- 被災地域 4都県
- 全壊棟数(最大ケース) 850,000棟
- 死者数(最大ケース) 11,000人

中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」資料による



〔適用基準〕

- 被災地域の4都県中2以上の都県で震度6弱(特別区及び政令指定都市については震度5強)以上の地震が発生した場合



〔運用方針〕

- 指揮支援隊による先行調査
- 4都県(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)を出動対象
- 陸路のほか、フェリー、自衛隊機等による出動も考慮
- 航空部隊は全部隊の全国的な運用

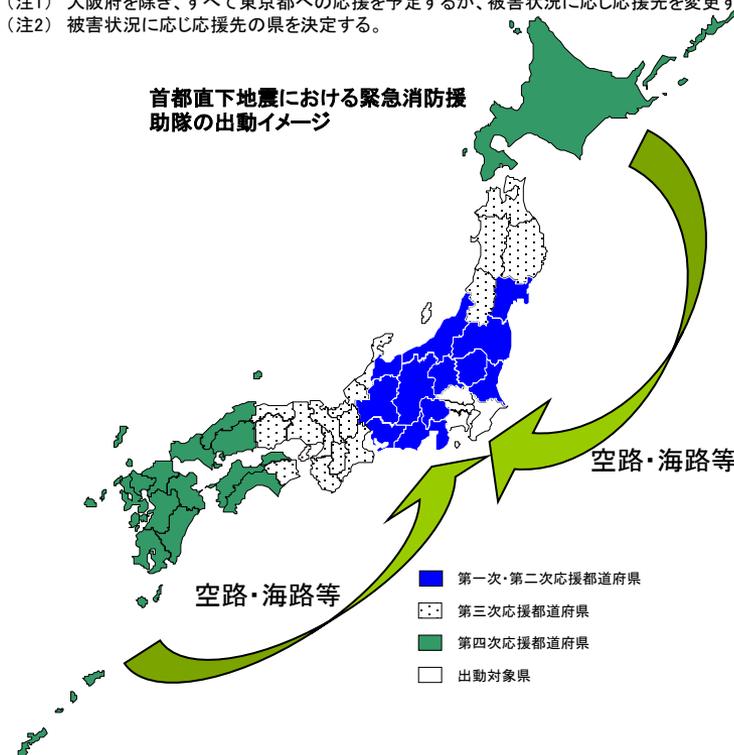
● 応援編成計画

<平成15年12月策定>
<平成20年 8月変更>
(「」内は指揮支援隊を含む。)

応援先都県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
第一次応援 4県 ()は二次指定県	群馬県 (栃木県)	茨城県 (宮城県)	山梨県 (長野県)	静岡県 (愛知県)
第二次応援 8県	栃木県	「宮城県」	福島県、新潟県、富山県 長野県、岐阜県	「愛知県」
第三次応援 16県 (注1)	「大阪府」		青森県、岩手県、秋田県、山形県 石川県、福井県、三重県、滋賀県 「京都府」、「兵庫県」、奈良県、 和歌山県、岡山県、鳥取県、 徳島県	
第四次応援 15県 (注2)	「北海道」、島根県、「広島県」、山口県、香川県、愛媛県、高知県、 「福岡県」、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県			

(注1) 大阪府を除き、すべて東京都への応援を予定するが、被害状況に応じ応援先を変更する。
(注2) 被害状況に応じ応援先の県を決定する。

首都直下地震における緊急消防援助隊の出動イメージ



第26次消防審議会答申の概要

～東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方について～
(平成24年1月30日)

(関係部分のみ抜粋)

3. 緊急消防援助隊の効果的な運用・施設整備等のあり方について

東日本大震災での活動を踏まえ、今後の大規模地震において効果的・効率的な活動を行うため、主として以下の主な観点から今回の活動の検証を行い、対応を講じる必要がある。

(1) 長期に及ぶ消防応援活動への対応

- ・後方支援活動に必要な人員や資機材、燃料などを搬送する車両の配備
- ・より効果的な後方支援部隊の運用のあり方などの検証
- ・長期にわたる活動を支える広域活動拠点の整備に関する検討

(2) 消防力の確実かつ迅速な被災地への投入

- ・航空機による人員・資機材の投入手法の検討(広域活動拠点のあり方、関係機関との連携)
- ・緊急消防援助隊の出動計画の見直し(広範囲の被害を想定)
- ・消防庁及び緊急消防援助隊相互間の情報共有・収集体制の強化



〔東日本大震災において浮かび上がった課題〕

(長期間に及ぶ広域消防応援体制の強化)

- 低温、降雪など厳しい環境下の宿営資機材
- 断水状況下の洗浄やトイレなど衛生管理
- 現地での車両用燃料や物資の確保
- 派遣元消防本部との連絡など通信確保

(確実・迅速な被災地到達に向けて)

- 広範な被害に際しての迅速・的確な部隊投入
- 海外救助部隊受入
- 情報収集における役割分担、情報共有手法
- 被災地までの出動体制
- 広範に浸水・瓦礫が山積する現場での消防活動

緊急消防援助隊の活動能力向上に向けて

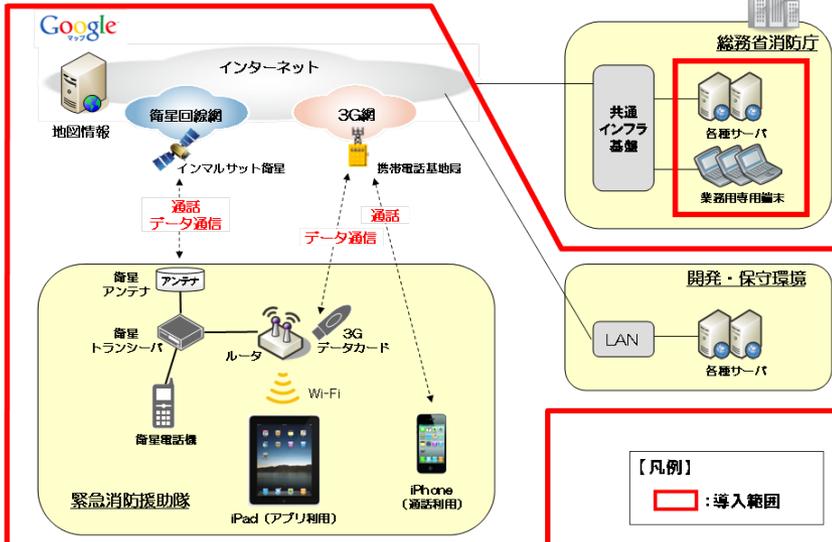
○後方支援車両・資機材の整備



○受援体制の向上に向けた調査検討



緊急消防援助隊動態情報システム



ヘリコプター動態管理システム

